

# 農地制度が変わりました 農業委員会からのお知らせ

▼「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日施行され、「農地の利用に関する責務規定」を設けた、新たな農地制度がスタートしました。

▼新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸し借りをしやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

▼「農地の権利取得における下限面積のお知らせ」

農地の権利取得ができる農業者は、取得後の農地面積が50アール以上必要です。

ただし、地域の実情に応じて平均規模が小さい地域等の場合に下限面積を引き下げることができることから農業委員会では、次のとおり下限面積を定めましたのでお知らせします。

(地域)	(下限面積)
本宮市本宮地域	30アール
本宮市高木地域	40アール
右記以外の全地域	50アール

## 本宮市賃借料情報

平成20年1月から12月までに締結（公告）された賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

1. 田（水稲）の部 (単位：円)

締結（公告）された地域名	平均値	最高値	最低値	データ数
本宮地区	15,100	25,700	8,800	165
白沢地区	13,400	19,500	12,000	58
参考 本宮市平均	14,200円/10a			414

2. 畑の部

締結（公告）された地域名	平均値	最高値	最低値	データ数
本宮地区	5,000	5,000	5,000	2
白沢地区	2,000	2,000	2,000	2
参考 本宮市平均	3,500円/10a			4

3. 採草放牧地の部

締結（公告）された地域名	平均値	最高値	最低値	データ数
本宮地区	1,600	3,000	800	13
白沢地区	2,000	2,100	2,000	38
参考 本宮市平均	1,900円/10a			51

\*データ数は、集計に用いた筆数です。  
 \*賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、60kg当り13,000円に換算しています。  
 \*金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。  
 \*あくまでも賃借料の実績の情報提供であり、収量ならびに地形、水利等の圃場条件に応じて、当事者間で協議し定めてください。

▼「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日施行され、「農地の利用に関する責務規定」を設けた、新たな農地制度がスタートしました。

▼新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸し借りをしやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

▼「農地の権利取得における下限面積のお知らせ」

農地の権利取得ができる農業者は、取得後の農地面積が50アール以上必要です。

ただし、地域の実情に応じて平均規模が小さい地域等の場合に下限面積を引き下げることができることから農業委員会では、次のとおり下限面積を定めましたのでお知らせします。

(地域)	(下限面積)
本宮市本宮地域	30アール
本宮市高木地域	40アール
右記以外の全地域	50アール

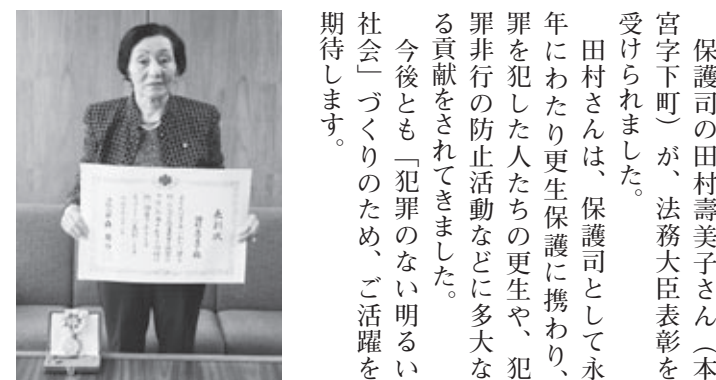
◆問い合わせ先 商工労政課 産業統計係 ☎内線153

## ご長寿 おめでとうございます



11月29日に、稲奈マサさん（和田字戸ノ内）が百歳を迎えられました。賀寿のお祝いは、入所されている特別養護老人ホーム「しらさわ有寿園」で行われました。佐藤市長や矢島義謙市議会議長など多くの皆さんから、祝状、祝金や花束などが贈られました。長寿の秘訣は、「目標を持って生活すること」だそうです。これからも一層元気に長生きしてください。

## 法務大臣表彰



保護司の田村壽美子さん（本宮字下町）が、法務大臣表彰を受けられました。田村さんは、保護司として永年にわたり更生保護に携わり、罪を犯した人たちの更生や、犯罪非行の防止活動などに多大なる貢献をされてきました。今後とも「犯罪のない明るい社会」づくりのため、ご活躍を期待します。

## 福島県統計功労者等表彰

11月12日に福島市で行われた福島県統計功労者等表彰式で、菊地次雄さん（松沢字古城ケ谷戸）が「福島県知事表彰」、菅野職さん（仁井田字上山田）が「福島県統計協会有名者表彰」を受けられました。お二人の表彰は、多年にわたり統計調査に貢献された功績によるものです。

### 福島県統計協会 名誉会長表彰



菅野 職さん

### 福島県 知事表彰



菊地次雄さん

## 障がいのあるお子さんのための 各種手当をご存知ですか？

障がいのあるお子さんのための各種手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の方とその保護者の皆さんに対し、手当の支給や病院等で支払った医療費の助成を行っています。

次の支給要件に該当される場合は、支給対象となりますので、市役所の各担当課へお問い合わせください。

障がい児福祉手当

身体や精神に障がいのある児童に支給します。

◎支給を受けるには

- ・20歳未満であること
- ・身体や精神に重度の障がいがあり、常時介護を必要とすること
- ・社会福祉施設などに入所していないこと

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある児童の保護者に支給します。

◎支給を受けるには

- ・対象児童が20歳未満であること
- ・身体や精神に中度または重度の障がいを持っていること
- ・社会福祉施設などに入所していないこと

重度心身障がい者医療費の助成

重度心身障がい者の健康を確保するため、病院等で診察を受けたときに支払う自己負担分を助成します。

◎助成を受けるには

- ・対象児童が身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aなどを有し、「受給者証」の交付を受けること
- ・保護者などの前年の収入が一定額以下であること

◆申請先・問い合わせ先

- ・子ども福祉課 児童福祉係
- ・白沢総合支所 市民福祉課 福祉係 ☎44-2114

◆申請先・問い合わせ先

- ・社会福祉課 社会福祉係
- ・白沢総合支所 市民福祉課 福祉係 ☎44-2114

## 賃借料情報のお知らせ

従来、農業委員会において標準小作料を設定しておりましたが、農地法改正に伴い標準小作料を廃止しました。代わりに地域における賃借料の目安として「賃借料情報」提供を行うこととなりましたのでお知らせします。

◆問い合わせ先 農業委員会 ☎内線1001

## 世界農林業センサス



調査の目的

農林業センサスは、わが国の農林業の生産構造や就業構造、農村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。

調査の時期

平成22年2月1日現在で調査を実施します。

調査の方法

農林業センサスには次の2つの調査方法により実施されます。

農業経営体調査

農業や林業を行っている農家・林家や法人などを対象とした調査です。統計調査員が伺い、調査対象となる条件を満たしている場合は、調査票をお渡しします。

農山村地域調査

市や農業集落の地域の状況に精通している方を対象に、統計調査員が伺い調査を行います。

プライバシーの保護

農林業センサスは、統計法に基づく基幹調査として実施されます。調査内容が統計以外の目的に使用されることはありませんので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先 商工労政課 産業統計係 ☎内線153